

静岡県告示第380号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和元年11月15日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月15日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	掛川天竜線	掛川市下垂木字小山平 2710 番の28から	前	—	—
		掛川市下垂木字小山平 2709 番の30まで	後	9.1~12.8	37.6
	掛川山梨線	掛川市下垂木字小山平 2711 番の6から	前	㊤ 14.0~20.0	131.0
			後	㊤ 14.0~20.0	131.0
		掛川市下垂木字神田 2318 番の4まで		後	㊤ 5.1~25.0

備考 ㊤及び㊤は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。